

様式1 再生資源利用実施書 - 建設資材搬入工事用 - 「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再資源化報告」、「H30建設副産物実態調査」対応版 -

1. 工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)

発注担当者チェック欄

発注機関を選択

大分類: 都道府県内市区町村

中分類: 福井県内市区町村

小分類: 福井市

発注機関コード: 182010

法人番号: 1234567890123

請負会社名: ×建設

建設業許可の場合: 00:国土交通大臣

解体工事登録の場合: 0

TEL: 0776-20-5111

会社所在地: 福井県福井市

TEL: 0123-456-789

請負会社コード*2: 86000

記入年月日: H. 30年12月21日

工事責任者: 建設太郎

調査票記入者: 建設太郎

http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/

電話番号は市外局番から入力

氏名はフルネームで入力

1万円未満四捨五入万円単位で入力

工事名: 工事

工事種別コード*3: B-1

請負金額: 1000万円(税込み)

左記金額のうち特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用: 10万円(税込み)

再資源化等が完了した年月日: 平成 30年 12月 10日

再資源化等が完了した年月日: 平成 30年 12月 10日

工事施工場所: 福井県 福井市 大手3-10-1

住所コード: 18201

工期: 平成 30年 5月 10日 から 平成 30年 12月 21日 まで

建築・解体工事の場合は記入。ただし、解体工事については建築面積を記入しなくても可。

建築面積	0m ²	階数	地上 0階
延床面積	0m ²		地下 0階
構造	0		
用途	0		

解体工事については、建築面積をご記入いただかなくても結構です。

高炉セメント、フライアッシュセメントを使用した生コンクリートの場合は、「5.再コ(他)」を選択し、再生資源の利用状況を入力
その場合、供給元の種類は「6.他」を選択(コンクリートの工場は再資源化施設ではないため)

特定建設資材廃棄物(Co塊、建設発生木材A、As塊)の再資源化等に要した費用及び再資源化等が完了した年月日を入力
また、様式2の該当部分との整合をとる

2. 建設資材

建設資材 (新材を含む全体の利用状況)				左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)				再生資源				
分類	小分類	規格	主な利用用途	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材の名称	再生資材利用量(B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元種類	施工条件 内容	再生資材の供給元場所住所	住所コード	利用率 B/A×100
特定建設資材	コンクリート	5.再コ(他)	18-8-25BB	10.500 トン	4.再コ(他)	10.500 トン	コンクリート(株) 工場	6.他	1.指示あり	福井県福井市	18201	100 %
	コンクリート	9.再無(他)	歩車道境界ブロック	5.500 トン	7.再無(他)	5.500 トン	コンクリート(株) 工場	6.他	1.指示あり	福井県福井市	18201	100 %
	コンクリート	2.有筋(リ)	L型擁壁	2.500 トン	1.有筋(リ)	2.500 トン	コンクリート(株) 工場	6.他	1.指示あり	福井県福井市	18201	100 %
木材	合計											0 %
その他の建設資材	アスファルト・コンクリート	1.粗粒	再生粗粒度アスコン20	4.500 トン	1.再粗粒	4.500 トン	(株) 合材工場	4.再資源	1.指示あり	福井県福井市	18201	100 %
	アスファルト・コンクリート	2.密粒	再生密粒度アスコン13	3.500 トン	2.再密粒	3.500 トン	× × (株) × × 合材工場	6.他	1.指示あり	福井県福井市 × ×	18201	100 %
その他の建設資材	土砂	3.三種		100.000 締めm ³	3.三種	100.000 締めm ³	工事	1.現場内	1.指示あり	福井県福井市大手3-10-1	18201	100 %
	土砂	1.一種		50.000 締めm ³	1.一種	50.000 締めm ³	工事	2.他工(陸)	1.指示あり	福井県福井市	18201	100 %
	土砂	合計		150.000 締めm ³	合計	150.000 締めm ³						100 %
その他の建設資材	砕石	1.クラ	RC-40	10.000 m ³	1.再クラ	10.000 m ³	(株) 工場	4.再資源	1.指示あり	福井県福井市	18201	100 %
	砕石	1.クラ	RC-40	5.000 m ³	1.再クラ	5.000 m ³	(株) 工場	6.他	1.指示あり	福井県福井市	18201	100 %
その他の建設資材	塩化ビニル管・継手	1.硬質	200リブ付塩ビ管	5.000 トン	1.再硬質	5.000 トン	(株)	6.他	1.指示あり	福井県福井市	18201	100 %
	石膏ボード	合計		5.000 トン	合計	5.000 トン						0 %
その他の建設資材	その他の建設資材	合計		0.000 トン	合計	0.000 トン						0 %
	その他の建設資材	合計		0.000 トン	合計	0.000 トン						0 %

福井県認定リサイクル製品等の再生資源を使用したコンクリート二次製品を使用した場合は、再生資材に該当するため再生資材の利用状況を入力
その場合、供給元は「6.他」を選択(コンクリート二次製品の工場は再資源化施設ではないため)

再資源化施設を有する合材プラントの場合は「4.再資源」を選択
再資源化施設を有しない合材プラントの場合は「6.他」を選択

供給元種類が「1.現場内」の場合は、様式2の該当部分との整合をとる(小分類及び利用量 建設発生土の種類及び現場内利用量)
また、建設発生土を現場内改良し利用した場合も、改良前の発生時の土質区分を選択
(注意)「6.改良」を選択するのは、土質改良プラントから土質改良土を有価で受け入れた場合のみ

再資源化施設を有するプラントの場合は「4.再資源」を選択
再資源化施設を有しないプラントの場合は「6.他」を選択

供給元種類が「2.他工(陸)」及び「3.他工(海)」の場合は、工事名称を入力

エクセル印刷範囲外にある住所コード検索機能で検索し、転記する。

コード*5

コンクリートについて

- 1.生コン(パーソン骨材)
- 2.再生生コン(Co再生骨材H)
- 3.再生生コン(Co再生骨材M)
- 4.再生生コン(Co再生骨材L)
- 5.再生生コン(その他再生材)
- 6.無筋コンクリート二次製品(パーソン骨材)
- 7.無筋コンクリート二次製品(リユース品)
- 8.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
- 9.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)
- 10.その他

コンクリート及び鉄から成る建設資材について

- 1.有筋コンクリート二次製品(パーソン骨材)
- 2.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
- 3.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
- 4.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)
- 5.その他

木材について

- 1.木材(ボード類を除く)
- 2.木質ボード

アスファルト・コンクリートについて

- 1.粗粒度アスコン
- 2.密粒度アスコン
- 3.細粒度アスコン
- 4.開粒度アスコン
- 5.改質アスコン
- 6.アスファルトモルタル
- 7.加熱アスファルト安定処理路盤材
- 8.その他

土砂について

- 1.第一種建設発生土
- 2.第二種建設発生土
- 3.第三種建設発生土
- 4.第四種建設発生土
- 5.浚渫土以外の泥土
- 6.浚渫土
- 7.土質改良土
- 8.建設汚泥処理土
- 9.再生コンクリート砂
- 10.山砂、山土などの新材(採取土、購入土)

砕石について

- 1.クラッシャーラン
- 2.粒度調整砕石
- 3.鉱さい
- 4.単粒度砕石
- 5.くり石、割り石、自然石
- 6.その他

塩化ビニル管・継手について

- 1.硬質塩化ビニル管
- 2.その他

石膏ボードについて

- 1.石膏ボード
- 2.シーリング石膏ボード
- 3.強化石膏ボード
- 4.化粧石膏ボード
- 5.石膏ラスボード
- 6.その他

その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目を具体的に記入して下さい)

コード*6

アスファルト・コンクリートについて

- 1.表層
- 2.基層
- 3.上層路盤
- 4.歩道
- 5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)

土砂について

- 1.道路路体
- 2.路床
- 3.河川築堤
- 4.構造物等の裏込材、埋戻し
- 5.宅地造成用
- 6.水面埋立用
- 7.ほ場整備(農地整備)
- 8.その他

砕石について

- 1.舗装の下層路盤材
- 2.舗装の上層路盤材
- 3.構造物の裏込材、基礎材
- 4.その他

塩化ビニル管・継手について

- 1.水道(配水)用
- 2.下水道用
- 3.ケブル用
- 4.農業用
- 5.設備用
- 6.その他

石膏ボードについて

- 1.壁
- 2.天井
- 3.その他

その他の建設資材について
(利用用途を具体的に記入して下さい)

コード*7

コンクリートについて

- 1.再生生コン(Co再生骨材H)
- 2.再生生コン(Co再生骨材M)
- 3.再生生コン(Co再生骨材L)
- 4.再生生コン(その他再生材)
- 5.無筋コンクリート二次製品(リユース品)
- 6.再生無筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
- 7.再生無筋コンクリート二次製品(その他再生材)
- 8.その他

コンクリート及び鉄から成る建設資材について

- 1.有筋コンクリート二次製品(リユース品)
- 2.再生有筋コンクリート二次製品(Co再生骨材)
- 3.再生有筋コンクリート二次製品(その他再生材)
- 4.その他

木材について

- 1.再生木材(ボード類を除く)
- 2.再生木質ボード

アスファルト・コンクリートについて

- 1.再生粗粒度アスコン
- 2.再生密粒度アスコン
- 3.再生細粒度アスコン
- 4.再生開粒度アスコン
- 5.再生改質アスコン
- 6.再生アスファルトモルタル
- 7.再生加熱アスファルト安定処理路盤材
- 8.その他

土砂について

- 1.第一種建設発生土
- 2.第二種建設発生土
- 3.第三種建設発生土
- 4.第四種建設発生土
- 5.浚渫土以外の泥土
- 6.浚渫土
- 7.土質改良土
- 8.建設汚泥処理土
- 9.再生コンクリート砂

砕石について

- 1.再生クラッシャーラン
- 2.再生粒度調整砕石
- 3.鉱さい
- 4.その他

塩化ビニル管・継手について

- 1.再生硬質塩化ビニル管
- 2.その他

その他の建設資材について
(利用量の多い上位2品目の再生資材名称を具体的に記入して下さい)

コード*8

再生資材の供給元について

- 1.現場内利用
- 2.他の工事現場(内陸)
- 3.他の工事現場(海面)
- 4.再資源化施設
- 5.土砂ストックヤード
- 6.その他

コード*9

施工条件について

- 1.再生材の利用の指示あり
- 2.再生材の利用の指示なし

様式2 再生資源利用促進実施書 - 建設副産物搬出工事用 -

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	発生量 (掘削等) = + + 小数点第三位まで	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 + + (%)
		用途コード*10	利用量 小数点第三位まで	うち現場内改良分 小数点第三位まで	減量化 減量化コード 小数点第三位まで	搬出先名称 2ヶ所まで記入できます。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分	施工条件の内容 コード*12	搬出先場所住所	住所コード*4	運搬距離 千 百 十 一 km	搬出先の種類 コード*13	現場外搬出量 小数点第三位まで		再生資源利用促進量 再生資源利用促進量 小数点第三位まで	
資材廃棄物	コンクリート塊	10.000	トン			搬出先1 (株) 工場 民間 A指定処分 福井県福井市 18201 5km 5.中合外 10.000 トン								10.000	トン	100%
	建設発生木材A (注: ボードなど木製資材が廃棄物となったもの)	0.000	トン			搬出先1 搬出先2								0.000	トン	0%
	アスファルト・コンクリート塊	8.000	トン			搬出先1 (株) 合材工場 民間 A指定処分 福井県福井市 18201 10km 4.中合材 5.000 トン								5.000	トン	100%
						搬出先2 (株) 工場 民間 A指定処分 福井県福井市 18201 15km 5.中合外 3.000 トン								3.000	トン	100%
建設廃棄物	その他がれき類	0.000	トン			搬出先1 搬出先2								0.000	トン	0%
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃棄物となったもの)	0.000	トン			搬出先1 搬出先2								0.000	トン	0%
	建設汚泥	0.000	トン			搬出先1 搬出先2								0.000	トン	0%
	金属くず	0.001	トン			搬出先1 (株) 民間 自由処分 福井県福井市 18201 5km 1.売却 0.001 トン								0.001	トン	100%
	廃塩化ビニル管・継手	0.000	トン			搬出先1 搬出先2								0.000	トン	0%
	廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)	0.000	トン			搬出先1 搬出先2								0.000	トン	0%
	廃石膏ボード	0.000	トン			搬出先1 搬出先2								0.000	トン	0%
	紙くず	0.000	トン			搬出先1 搬出先2								0.000	トン	0%
	アスベスト (飛散性)	0.000	トン			搬出先1 搬出先2								0.000	トン	0%
	その他の分別された廃棄物	0.000	トン			搬出先1 搬出先2								0.000	トン	0%
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	0.000	トン			搬出先1 搬出先2								0.000	トン	0%
	建設発生土	第一種建設発生土	0.000	地山m ³			搬出先1 搬出先2								0.000	地山m ³
第二種建設発生土		50.000	地山m ³			搬出先1 工事 公共 A指定処分 福井県福井市 18201 1km 2他工(陸) 50.000 地山m ³ 地山m ³ 50.000 地山m ³								50.000	地山m ³	100%
第三種建設発生土		130.000	地山m ³	1.路盤材	100.000	地山m ³ 地山m ³								30.000	地山m ³ 地山m ³ 30.000 地山m ³	100%
第四種建設発生土		0.000	地山m ³			搬出先1 搬出先2								0.000	地山m ³ 地山m ³ 0.000 地山m ³	0%
浚渫土以外の泥土		0.000	地山m ³			搬出先1 搬出先2								0.000	地山m ³ 地山m ³ 0.000 地山m ³	0%
浚渫土 (建設汚泥を除く)		0.000	地山m ³			搬出先1 搬出先2								0.000	地山m ³ 地山m ³ 0.000 地山m ³	0%
合計		180.000	地山m ³											80.000	地山m ³ 0.000 地山m ³ 80.000 地山m ³	100%

合材プラントの場合は「4.中合材」を選択
合材プラント以外の破砕等の再資源化施設の場合は「5.中合外」を選択

受注者が売却してその代価を得た場合は「1.売却」を選択

搬出量等の数値は、小数点第四位を四捨五入して、小数点第三位まで入力
ただし、四捨五入して0.000となる場合は、小数点第四位を切上げて0.001と入力

運搬距離は、小数点第一位を四捨五入して、整数で入力
ただし、四捨五入して0となる場合は、小数点第一位を切上げて1と入力

エクセル印刷範囲外にある住所コード
検索機能で検索し、転記する。

コード*10
1.路盤材 2.裏込材
3.埋戻し材 4.その他

コード*11
1.焼却 2.脱水
3.天日乾燥 4.その他

コード*12
施工条件について
1.A指定処分 (発注時に指定されたもの)
2.B指定処分 (もしくは準指定処分) (発注時には指定されていないが、発注後に設計変更し指定処分とされたもの)
3.自由処分

コード*13
【建設廃棄物の場合】
1.売却 2.他の工事現場 3.広域認定制度による処理 4.中間処理施設(アスファルト合材プラント) 5.中間処理施設(合材プラント以外の再資源化施設) 6.中間処理施設(サーマルリサイクル) 7.中間処理施設(単焼却) 8.廃棄物最終処分場(海面処分場) 9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)

【建設発生土の場合】
1.売却 2.他の工事現場(内陸) 3.他の工事現場(海面) 4.土質改良プラント 5.工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がある場合) 6.工事予定地・仮置場・ストックヤード(再利用の目的がない場合) 7.採石場・砂利採取跡地等復旧事業 8.廃棄物最終処分場(覆土としての受入) 9.廃棄物最終処分場(覆土以外の受入) 10.土捨場・残土処分場
6,9,10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

注記)
・一般廃棄物は記入しないで下さい。
・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。

6. 記入上の注意

- ①提出した調査票の記入内容について問い合わせる場合がありますので、調査票の控えを工事完成後5年間保存して下さい(令和5年1月1日以後に新たに請負契約した工事から適用、以前は1年間)

なお、問い合わせに際しては、請負会社記入欄の調査票記入者もしくは工事責任者に問い合わせますので、それぞれの担当者名、連絡先(電話番号、FAX番号)を必ず記入して下さい。

- ②利用量・搬出先調査の調査票は、「土木工事用」、「建築工事用」、「解体工事用」の3種類に分かれています。工事の種類により、調査票を選択して下さい。

特に、解体工事と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、新築分は「建築工事用」の調査票に、解体分は「解体工事用」の調査票に分けて記入して下さい。

- ③「法人番号」とは、国税庁が、平成25年5月24日に成立(平成25年5月31日公布)した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して法人番号を指定し、対象の法人へ通知した後、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地とともに公表している番号を指します。以下の国税庁法人番号公表サイトにて、法人名、住所等から検索することができます(法人番号を取得していない個人事業者等は記入不要です)。

国税庁法人番号公表サイト：<http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

- ④建設資材および建設副産物の調査対象品目の内容は、表6～8を参照して下さい。

- ⑤発生量などの数値は、発生・利用しているにも関わらず、四捨五入して「0.000」となる場合は、「0.001」と記入して下さい。

例：建設発生木材Aが「0.4」kg発生した場合：「0.0004」トン⇒「0.001」トン

- ⑥数量の整数部にカンマ「,」を付けないでください。また、桁間違いに十分注意して記入して下さい。小数点以下を記入する場合は必ず小数点(ピリオド)「.」を付けて記入して下さい。

なお、「請負金額」及び「運搬距離」については、記入桁が指定されていますので、ご注意下さい。

例：請負金額「12555000」円⇒「1256」万円

例：運搬距離「0.4」km⇒「1」km

- ⑦重量換算について

土砂、砕石、建設発生土以外の品目の数量単位は重量(トン)で記入して下さい。

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入して下さい。

実態値がない場合には、換算表(表10)を参考にして記入して下さい。

- ⑧再生資材の供給元及び建設副産物の搬出先については、箇所毎に全ての内訳を記入して下さい(表11参照)。

ただし、建設副産物のうち「その他の分別された廃棄物」については、搬出先種類毎(売却、再資源化施設など)に1箇所として合算して記入して下さい。

搬出先が不明または選択項目にない場合は、お問合せ下さい。

- ⑨債務負担工事でCOBRIS入力する場合は、H30年度分を分割し、工事件名の前に「(センサス用)」と記入し、別途登録して下さい。

表7 建設資材利用〔調査対象品目〕

分類	小分類	具体的品目説明
土砂	山砂、山土などの新材 (採取土、購入土)	土砂採取場で採取された山砂、山土で、埋め戻し、盛土等、土砂搬入工事に使用するために購入された土砂
	土質改良土 (土質改良プラントからの購入土) (第1種～第4種改良土)	工事等で発生した低品質の建設発生土を再利用するために、土質改良プラントにて石灰やセメント等を添加して含水比を低下させたり、粒度調整をしたりして、ある一定基準を満たす品質に高められた建設発生土(第1種改良土～第4種改良土) ただし、含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されない。
	建設発生土 (第1種～第4種建設発生土、浚渫土以外の泥土)	工事等で発生した土砂のことで、建設資材として再利用が可能なもの。土質区分については、表9参照。
	浚渫土	港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの。
	建設汚泥処理土 (第1種～第4種処理土)	工事等で発生した建設汚泥を脱水、乾燥、安定処理等の改良を行い、土質材料として利用できる性状としたもの (第1種建設汚泥処理土～第4種建設汚泥処理土)
	再生コンクリート砂	コンクリート塊から製造した砂
コンクリート	コンクリート用再生骨材H、M、Lを用いた生コンクリート	コンクリート用再生骨材(H、M、L)を用いた生コンクリート
	上記以外の生コンクリート (新材も含む上記以外の全て)	「上記以外の生コンクリート」には、次のような製品がある。 上記の「コンクリート用再生骨材(H、M、L)」以外の再生骨材を用いた生コンクリート又は、新材骨材を用いた生コンクリート
	コンクリート用再生骨材H、M、Lを用いたコンクリート二次製品(有筋、無筋を問わず)	PC版、コンクリート平板・U字溝等、有筋・無筋を問わず原材料がコンクリートで造られた製品のうち、コンクリート用再生骨材(H、M、L)を用いたものを記入。
	上記以外のコンクリート二次製品(新材を含む上記以外の全て。有筋、無筋を問わず)	「上記以外のコンクリート二次製品」には、次のような製品がある。 上記の「コンクリート用再生骨材(H、M、L)」以外の再生骨材を用いたコンクリート二次製品又は、新材骨材を用いたコンクリート二次製品
木材	板材、パーティクルボード、合板、集成材(ボード)、繊維板など角材、集成材(ボード除く)、植生基盤材など(植栽用の樹木は除く)。	
アスファルト・コンクリート	アスファルト・コンクリートには、次の品目がある。 ・粗粒度アスファルト混合物 ・密粒度アスファルト混合物 ・細粒度アスファルト混合物 ・開粒度アスファルト混合物 ・改質アスファルト混合物 ・アスファルト・モルタル ・加熱アスファルト安定処理混合物	
砕石	鉾さい	高炉スラグ、転炉スラグ、電気炉スラグ
	クラッシャーラン	岩石等を破砕した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要な応じて補足材料を加えて混合した路盤材料(再生クラッシャーラン)
	ぐり石、割ぐり石、自然石	玉石大に割った石。原石を破砕した石。天然のままの、加工していない石。
	その他の砕石	その他の砕石として、次の品目がある。 ・粒度調整砕石 (一定範囲の粒度となるよう調整した砕石、又は、コンクリート塊から製造した骨材に必要な応じて補足材料を加えたものを適当な割合で混合して粒度調整した路盤材(再生粒度調整砕石)) ・単粒度砕石 (均一の粒度となるよう調整した砕石)

表 8 建設副産物搬出〔調査対象品目〕

調査対象品目の名称 (発生時の性状で区分)		定 義
建設 がれ き類	コンクリート塊	コンクリートの破片、コンクリートブロック
	アスファルト・コンクリート塊	アスファルト・コンクリートの破片
廃 棄 物 木く ず	建設発生木材 A (柱、ボードなどの木 材が廃棄物となった もの)	木材(角材、合板、パーティクルボード、集成材、繊維板等)が廃 棄物となったもの ※伐木材、除根材、剪定枝、除草等は含まない。
	建設発生木材 B (立木、除根材などが 廃棄物となったもの)	伐木材、除根材等 ※ただし、剪定枝、除草等は含まない
建設汚泥		<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事等に係わる掘削工事に伴って排出されるもののうち、標準ダンプトラックに山積みができず、またその上を人が歩けない状態のもの(コーン指数がおおむね 200kN/m²(2kgf/a)以下または一軸圧縮強さが 50kN/m²(0.5kgf/a)以下) ・廃ベントナイト泥水 ・リバース工法等に伴う廃泥水 出典:「建設廃棄物処理ガイドライン」(株)ぎょうせい (1990.6.20 発行) 「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」 (H2 厚生省衛産 37 号)
金属くず		鉄骨鉄筋くず、金属加工くず等
紙くず		工事現場で使用した紙類、ダンボール類
廃プラスチック (廃塩化ビニル管・継手を除く)		フィルム、発泡スチロール等の包装資材等 ※廃塩化ビニル管・継手は、廃塩化ビニル管・継手の欄に記入して下さい。
廃塩化ビニル管・継手		塩化ビニル管・継手が廃棄物となったもの
廃石膏ボード		石膏ボードが廃棄物となったもの
その他分別された廃棄物		上記以外の廃棄物で現場分別し、排出されたもの (ガラスくず、陶磁器くず、繊維くず、廃油)
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)		上記の建設廃棄物が混合状態となったもの
建設 発生 土	表 9 参照 第 1 種建設発生土 ～浚渫土 (建設汚泥を除く)	・建設工事に伴い発生する土砂や浚渫土

注 1) 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌は対象外です。

注 2) 一般廃棄物は対象外です。

注 3) 上表の区分は、原則として発生した時点での状態で判断して下さい。

但し、「混合状態の廃棄物(建設混合廃棄物)」は、現場外へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なすこととします。

注 4) 分類の不明確なものについては、実際の処理に合わせて記入していただいて結構です。

表9 土質区分

区分	細区分	コーン指数 qc kN/m ²	土質材料の工学的分類		含水比 (地山) W _n (%)	セグ上の 区分
			大分類	土質		
第1種建設発生土 砂、礫及びこれらに 準ずる物	第1種	—	礫質土	礫 {G} 砂礫 {GS}	—	第1種 建設発生土
			砂質土	砂 {S} 礫質土 {SG}		
	第1種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
第2種建設発生土 砂質土、礫質土及び これらに準ずる物	第2a種	800 以上	礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	第2種 建設発生土
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第2種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
第3種建設発生土 通常の施工性が確 保される粘性土及 びこれに準ずる物	第3a種	400 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	第3種 建設発生土
	第3b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40%程度 以下	
			火山灰質 粘性土	火山灰質 粘性土 {V}	—	
	第3種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
第4種建設発生土 粘性土及びこれに 準ずる物〔第3種建 設発生土を除く〕	第4a種	200 以上	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	第4種 建設発生土
	第4b種		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	40~ 80%程度	
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	40~ 80%程度	
	第4種 改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
泥 土	泥土 a	200 未満	砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	泥土 (浚渫工事 に伴う泥土 は浚渫土)
	泥土 b		粘性土	シルト {M}、 粘土 {C}	80% 程度以上	
			火山灰質 粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80% 程度以上	
	泥土 c		高有機質 土	高有機質土 {Pt}	—	

注) 掘削方法による区分の考えは以下のとおり。

- ・排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すると予想される場合は、1ランク下の区分とする。
- ・水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。

出典：「発生土利用基準について」(平成18年8月10日国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)

<重量換算について>

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入して下さい。

実態値がない場合には、換算表（表10）を参考にして記入して下さい。

表10 <参考> 重量換算係数 (t/m³)

	荷積み状態での換算値		実体積による換算値	産業廃棄物 (環境省) ^{※注2}
	建廃ガイドライン値 ^{※注1}	参考値	参考値	
建設汚泥	1.2~1.6	1.4	1.4	1.10
コンクリート塊	(建設廃材 1.6~1.8)	1.8	2.35 (無筋)	1.48
アスファルト ・コンクリート塊		1.8	2.35	
建設発生木材	0.4~0.7	0.5		0.55
建設混合廃棄物			0.24~ 0.30 ^{※注3}	0.26
碎石	—	—	2.0 ^{※注4}	—
廃プラスチック	—	—	1.1	0.35
廃塩化ビニル管・ 継手	—	200 ^{※注5} (kg/m ³) (管・φ17°)		
廃石膏ボード	—	0.65 ~0.8 ^{※注6}		
紙くず	—	—	0.5	0.30
アスベスト	—	—	0.9	0.30

注1) 建廃ガイドライン値: 『建設廃棄物処理ガイドライン』厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値

注2) 産業廃棄物(環境省): 『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』(環産廃発第061227006号)の別添2に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要。

注3) 建設混合廃棄物は(社)建設業協会及び(社)全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。

注4) 盛土状態での換算値。『道路橋示方書・同解説』(社)日本道路協会』等による値。

注5) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。

注6) (社)石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

表 1 1 搬出先の種類の定義 (1)

建設発生土の場合	
コード	具体的説明
1 売却	<ul style="list-style-type: none"> 搬出工事の請負会社が建設発生土を売却してその代価を得た場合
2 他の工事現場 (内陸)	<ul style="list-style-type: none"> 内陸の建設発生土を必要とする工事 (公共、民間は問わない) への搬出 (売却は除く) 例: 埋め戻し、盛土、路盤材、池沼の埋立、宅地造成、土地改良等
3 他の工事現場 (海面)	<ul style="list-style-type: none"> 海面埋立工事、海岸・海浜事業等
4 土質改良プラント	<ul style="list-style-type: none"> 土質改良プラントへの搬出 (再利用される工事予定の有無にかかわらず)
5 工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がある場合)	<ul style="list-style-type: none"> 工事計画及び事業計画等 (農地の嵩上げ、宅地造成、災害用の備蓄も含む) がある予定地 (仮置場) へ搬出した場合 建設発生土の一時保管場所 (仮置場)、中継施設、積換施設への搬出で、再利用の目的がある場合
6 工事予定地・仮置場・ストックヤード (再利用の目的がない場合)	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土の一時保管場所 (仮置場)、中継施設、積換施設への搬出で、再利用の目的がない場合
7 採石場・砂利採取跡地等復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> 砕石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧 (埋め戻し) するために搬出した場合
8 廃棄物最終処分場 (覆土としての受入)	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出した場合
9 廃棄物最終処分場 (覆土以外の受入)	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法で規定された最終処分場 (覆土以外) へ搬出した場合
10 土捨場・残土処分場	<ul style="list-style-type: none"> 公共、民間を問わず建設発生土受入地 (土捨場・残土処分場) へ搬出した場合

表 1 1 搬出先の種類の定義 (2)

建設廃棄物の場合			
コード	定義		
1 売却	搬出工事の請負会社が建設廃棄物（発生時点）を売却してその代価を得た場合（有価物）		
2 他の工事現場	廃棄物処理法に規定された「再生利用指定制度」（個別指定制度、一般指定制度、大臣認定）を活用して、建設廃棄物を必要とする工事（公共、民間は問わない）へ搬出（売却は除く）		
3 広域認定制度による処理	廃棄物処理法に規定された「広域認定制度」を活用して、当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者が適正な処理を行った場合		
4 中間処理施設（再資源化施設：合材プラント）	アスファルト・コンクリート塊を破砕処理し、再生アスファルト合材用骨材として利用している合材プラント		
5 中間処理施設（再資源化処理：合材プラント以外）	建設廃棄物の破砕、脱水等の再生・再資源化処理をする中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。		
	建設廃棄物の種類	施設の種類の種類	主な再生材
	アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊（がれき類）	建設廃材処理施設（アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊の破砕施設）	再生砕石
	建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設処理施設	木材チップ
	建設汚泥	汚泥処理施設（汚泥の脱水、天日乾燥、汚泥の焼成施設等）	流動化処理土改良建設汚泥
	廃プラスチック	廃プラスチック処理施設（ペレット化、油化、熔融固化等）	ペレット、再生油、固形燃料
	廃塩化ビニル管・継手	廃塩化ビニル管・継手処理施設	塩化ビニル管
	廃石膏ボード	廃石膏ボード処理施設	石膏ボード
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	選別施設	土砂、コンクリート塊、木くず、廃プラ等の単品
6 中間処理施設（サーマルリサイクル）	建設廃棄物を熱源として利用し熱回収（サーマルリサイクル）する中間処理施設への搬出で、以下に例を示す。		
建設発生木材（木くず）	燃料化施設を有する建設発生木材処理施設 例：バイオマス発電施設、セメント工場		
7 中間処理施設（単純焼却）	建設発生木材（木くず）又は建設混合廃棄物で、再生利用（熱回収を含む）を行わず、単純焼却、減容化のみ行う中間処理施設への搬出で、以下のもの		
建設発生木材（木くず）	チップ化施設、選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：木くずの単純焼却施設		
建設混合廃棄物	選別施設及び燃料化施設のいずれも有しない処理施設 例：建設混合廃棄物の単純焼却施設、減容化施設		
8 廃棄物最終処分場	（廃棄物処理法で規定された）内陸型・海面型最終処分場（安定型、管理型、遮蔽型）への搬出		

注：搬出先が不明または選択項目にない場合は、お問合せ下さい。